

平成26年 4 月28日

受益者の皆様へ

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社

「フランクリン・インド株式オープン（インフラ・消費関連）」の  
信託終了（繰上償還） 予定に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は弊社の投資信託に格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では「フランクリン・インド株式オープン（インフラ・消費関連）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託期間中ではございますが、下記の通り信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させていただくことを予定しておりますので、お知らせいたします。

当ファンドは、平成20年5月30日より運用を行ってまいりましたが、このたび当ファンドの投資対象ファンドである外国投資証券が終了することとなり、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となったため、信託約款第41条第1項の規定に基づき、平成26年6月26日をもって信託を終了（繰上償還）する予定です。

この信託終了（繰上償還）につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、書面による決議をもって実施いたします。

受益者の皆様におかれましては、この信託終了（繰上償還）の趣旨につき何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還予定日

平成26年 6 月26日

2. 繰上償還を行う理由

当ファンドは平成20年5月30日より運用を行ってまいりましたが、この度当ファンドの投資対象ファンドである外国投資証券「FTIOF-フランクリン・インド・インフラストラクチャー・ファンド」及び「FTIOF-フランクリン・インド・コンシューマー・ファンド」の発行者であるFT インディア・オブショア・ファンズより、同社の取締役会においてこれらの外国投資証券を償還する決定がなされた旨の通知がありました。

係る償還に伴い、フランクリン・テンプレトン・グループが運用するこれらの外国投資証券

への投資を通じ、主としてインドの企業が発行する株式等に投資を行い、投資信託財産の成長を目指す、という運用の基本方針に則った運用を継続することが極めて困難となるため、弊社といたしましては、当ファンドの信託を終了させること（繰上償還）が受益者の皆様の利益に最も資するものと判断いたしました。

### 3. 書面決議の手続きについて

当ファンドの信託の終了については、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い書面による決議をもって実施いたします。手続きの詳細は以下の通りです。

#### (1) 書面決議の日程

- |                                      |                          |
|--------------------------------------|--------------------------|
| ①受益者及び受益権口数の確定                       | 平成26年4月25日               |
| ②書面による議決権の行使期間                       | 平成26年4月28日から平成26年5月26日まで |
| ③書面による決議の日<br>(信託終了（繰上償還）の可否が決定される日) | 平成26年5月27日               |
| ④買取請求期間                              | 平成26年5月28日から平成26年6月16日まで |
| ⑤信託終了（繰上償還）予定日                       | 平成26年6月26日               |

#### (2) 書面決議について

本書面決議は、平成26年4月25日時点の受益者を対象とします。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成により可決されます。可決された場合、平成26年6月26日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

本書面決議が否決された場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

#### (3) 議決権行使について

議決権を行使される受益者の皆様は、同封の「議決権行使書面」の「議案に対する賛否」の「賛成」又は「反対」のいずれかに○印を付けたうえで、その他の必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒をご利用のうえ、以下の【送付先】までご提出ください。

平成26年5月26日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本書面決議において議決権を行使されない場合は、本書面決議に賛成するものとさせていただきますので、賛成いただける場合には議決権行使書面をご提出いただく必要はありません。

#### 【送付先】

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番10号 アークヒルズ 仙石山森タワー40階  
フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ株式会社

議決権行使書面受付窓口 宛

【注意事項】

- ・同一の受益者が重複して議決権を行使された場合で、当該議決権行使の内容が異なるときは、当該受益者のすべての議決権を無効とさせていただきます。
- ・賛否の記載のない「議決権行使書面」をご提出いただいた場合は、本書面決議に賛成いただいたものとみなします。

4. 買取請求の手続きについて

本書面決議が可決された場合、当該書面決議において信託終了（繰上償還）に反対した受益者は、以下の手続きにより、自己の有する受益権を公正な価格で当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取ることを受託者（三井住友信託銀行株式会社）に対し請求することができます。

(1) 買取請求受付期間

平成26年5月28日から平成26年6月16日まで

(2) 買取請求の手続き

- ① 信託終了（繰上償還）に反対された受益者に対し、弊社より買取請求のご案内及び「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」等の手続関係書類をお送りします。
- ② 買取請求を希望される受益者は、「買取請求書 兼 受益権口座振替依頼書」に必要な事項をご記入のうえ、添付書類とともにお取引の販売会社へご提出ください。販売会社は、当該請求書を弊社を經由して受託者へ送付します。
- ③ 受託者が当該請求書を受理し、投資信託財産による買取りを実行します。買取代金は、受託者から受益者ご指定の銀行口座へお振込みします。

(3) 買取価額

買取請求された受益権の買取価額は、当ファンドの受益権が有すべき公正な価額となります。当ファンドにおいては、受託者が買取請求に必要な手続関係書類を受理した日（取扱販売会社への手続関係書類ご提出の日ではありません。）の翌営業日の解約価額（当日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した額）とします。

(4) ご注意事項

- ・ 受託者よりお振込みする際に、買取代金より振込手数料および計算書送付費用等が差し引かれます。また、(2)の手続きにより買取代金のお支払いには通常の換金手続きの場合よりも日数を要する可能性がありますので、お含みおきください。
- ・ 買取請求は受託者による買取のため、買取価額から所得税等の源泉徴収は行われません。個人の場合、確定申告が必要となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- ・ 信託終了（繰上償還）に反対された受益者が、必ず買取請求をしなければならないというわけではありません。 また、議決権行使の賛否にかかわらず、お取引の販売会社にて

通常の換金手続き（一部解約請求又はお取引販売会社への買取請求）は随時可能です。  
ただし、買取請求を行った受益権については、以後、通常の換金手続きを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

<本件に関する問い合わせ先>

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社 営業部  
電話番号 03-6230-5699（受付時間は平日の午前9時～午後5時）

以上

## 書面決議参考書類

### 1. 投資信託契約の解約の理由及び相当性に関する事項

「フランクリン・インド株式オープン（インフラ・消費関連）」（以下「当ファンド」といいます。）は、平成20年5月30日より運用を行ってまいりましたが、この度当ファンドの投資対象ファンドである外国投資証券「FTIOF-フランクリン・インド・インフラストラクチャー・ファンド」及び「FTIOF-フランクリン・インド・コンシューマー・ファンド」の発行者であるFT インディア・オフショア・ファンズより、同社の取締役会においてこれらの外国投資証券を償還する決定がなされた旨の通知がありました。

係る償還に伴い、フランクリン・templton・グループが運用するこれらの外国投資証券への投資を通じ、主としてインドの企業が発行する株式等に投資を行い、投資信託財産の成長を目指す、という運用の基本方針に則った運用を継続することが極めて困難となるため、弊社といたしましては、当ファンドの信託を終了させること（繰上償還）が受益者の皆様の利益に最も資するものと判断いたしました。

### 2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成26年6月26日

### 3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

該当事項はありません。

### 4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

### 5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

### 6. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容



損 益 計 算 書

フランクリン・インド株式オープン（インフラ・消費関連） (700003) 平成 25 年 8 月 8 日から  
平成 26 年 2 月 7 日まで  
(単位：円)

科 目	金 額
収 益	
受取配当金	0
配当株式	0
受取利息	3,299
有価証券売買等損益	109,985,373
派生商品取引等損益	0
為替差損益	0
経過差益	0
その他収益	0
収 益 合 計	109,988,672
費 用	
募集手数料	0
支払利息	0
受託者報酬	133,414
委託者報酬	4,713,739
その他費用	31,032
費 用 合 計	4,878,185
当期純利益	105,110,487
解約に伴う当期純利益分配額	18,482,781
調整後当期純利益	86,627,706
期首欠損金	292,784,966
当期欠損金減少額	68,259,782
(一部解約に伴う欠損金減少額)	( 68,259,782)
(追加信託に伴う欠損金減少額)	( - )
当期欠損金増加額	12,478,310
(一部解約に伴う欠損金増加額)	( - )
(追加信託に伴う欠損金増加額)	( 12,478,310)
分配金	0
期末欠損金	150,375,788

追加型収益分配金計算書

087 フランクリン・テンブルトン・インベストメント・株式会社  
 フランクリン・インデックス・オープン（インフラ・消費関連）

計算内容	科目	収益調整金 (7000003)										平成 26 年 2 月 7 日	
		配当等収益	有価証券 売買等損益	有価証券 売買等損益 当額	有価証券 売買等損益 相当額	調整 その他収益 調整	経費	分配準備 立金 配当等収益	有価証券 売買等利益	繰越欠損金	元 本	合 計	
1. 期末現在高		0.03	985.00	-827.07	69.83	-52.51	0.14	141.97	-1,936.14	10,000.00	8,381.25		
2. 経費按分額		3136	91502755	-76831714	6487150	-4878185	12397	13188347	-179859674	928960569	778584781		
3. 経費控除後の損益金額		0.00	100.00	-	-	4878185	-	-	-	-	100.00		
4. 繰越欠損金要補てん額		3136	86624570	-76831714	6487150	-	12397	13188347	-179859674	928960569	778584781		
5. 損失補てん後の損益金額		-	-86624570	-	-	-	-	-	86624570	-	0		
6. 収益分配可能額		3136	0	-76831714	6487150	-	12397	13188347	-93235104	928960569	778584781		
7. 収益分配金額		0.03	0.00	0.00	69.83	-	0.13	141.96	-	-	211.95		
8. 収益分配後の損益金額		3136	0	0	6487150	-	12397	13188347	-	-	19691030		
9. 分配準備積立金積立額		0.00	0.00	0.00	0.00	-	0.00	0.00	-	-	0.00		
10. 損失金補てん額		3136	0	-76831714	6487150	-	12397	13188347	-93235104	928960569	778584781		
11. 次期繰越額		-3136	0	-	-	-	3136	0	-	-	0		
		0.00	-	-827.07	69.83	-	0.17	141.97	-1,003.65	10,000.00	8,381.25		
		0	-	-76831714	6487150	-	15333	13188347	-93235104	928960569	778584781		

分配金総額 0 円

残存口数 928,960,569 口

10,000口当り分配金額 0円00銭(普通) 0円00銭・特別 0円00銭 10,000口当り手取金額分庫 0円 銭

支払外国税 0 円 (10,000口当り 0円00銭)

0円 銭  
0円 銭